

暫定的減免税制度の適用期限の到来

令和7年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1	航空機部分品等の免税制度の取扱い
---	------------------

1. 経 緯

本制度は、

- ① 航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材並びに
- ② 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの部分品等並びにその製作に使用する素材

のうち、国産困難と認められるものについて、その関税を免除するものである。

本制度は、①航空機産業の国際競争力強化及び公共性の高い航空運送事業の発展に資すること、並びに、②広範な技術波及効果を有する宇宙開発の発展及び宇宙産業の国際競争力強化に資することを目的とするものであり、航空機部分品等の免税は昭和 26 年度に、宇宙開発用物品の免税は昭和 48 年度に、それぞれ導入された。

本制度は、航空宇宙産業における国産開発、国際競争力の度合等、その時々
の制度を取り巻く状況を勘案の上、その延長の適否を検討する必要があること
から暫定措置としている。また、輸入者にとっての制度の安定的運用及び定期
的な制度の見直しの必要性を考慮して、3 年を適用期限としている。

今般、令和 8 年 3 月 31 日に本制度の適用期限が到来するため、その後の取扱
いを検討する必要がある。

2. 検 討

<航空機関係>

民間航空機開発は、多額の開発費や長期の投資回収期間を必要とするため、
国際共同開発が趨勢となっている。本邦航空機産業は、米国航空機製造企業等
の機体の国際共同開発に参画することを通じて成長している。

他方、航空機製造のための部分品等は、国内での生産者不在や国産品が規格
認定を受けていないこと等を理由に国産困難なものがある。本邦企業は国産困
難な部分品等を輸入に依存している。

<宇宙開発関係>

宇宙産業については、世界では民間企業による宇宙ビジネスが急速に拡大し、
従来の政府主導型の宇宙開発から、民間企業が主導して衛星の製造・打上げ・
軌道上サービスを行う形式が主体となりつつある。我が国においても宇宙機器
や宇宙ソリューションの市場において、産業規模の拡大に向け、取組を進めて
いる。こうした中で衛星及びその打上げのためのロケット等、宇宙産業の国際
競争力の強化が重要である。

JAXA（宇宙航空研究開発機構）及び本邦企業は、日本政府の衛星だけではなく民間衛星の打上げでの活用も想定し、打上げコストの大幅削減を可能とする H3 ロケット（H-IIA ロケットの後継機）及びイプシロン S ロケットの開発が進められており、H3 ロケットについては 2024 年の試験機打上げより現在 5 機連続で打上げに成功。

他方、ロケット製造のための部分品等は、国内での生産者不在や規格品の指定等を理由に国産困難なものがある。本邦企業は国産困難な部分品等を輸入に依存している。

本制度は暫定的な制度であるため、航空宇宙産業における国産開発、国際競争力の度合等、その時々々の制度を取り巻く状況等に応じて、定期的に見直しを行い、本制度の全部又は一部について必要性がなくなった場合は、廃止を行うことが求められる。航空機産業、宇宙産業ともに市場は拡大しているものの、国産困難な部分品等について、輸入に依存している状況に変わりはなく、当分の間、本制度の利用が見込まれる。本制度の適用期間の延長は、関係団体からも要望されている。

3. 改正の方向性

航空宇宙産業の状況に鑑み、本制度は引き続き必要ではないか。また、航空宇宙産業の状況及び本制度が航空宇宙産業の新しい技術開発や事業化を支援する政策であること等に鑑み、中期的な期間を設定することが妥当であり、本制度を延長することとした場合、従来どおり 3 年間延長することが妥当ではないか。

2 加工再輸入減税制度の取扱い

1. 経 緯

本制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として、当該原材料の輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち当該原材料相当分を軽減するものであり、昭和44年度に導入された。

対象となる輸入製品は、平成元年度以降順次追加され、現在は、皮革製品、繊維製品、革製履物の甲となっている。

本制度は、原材料の国内生産者が、制度利用により国内生産を維持しつつ構造改善を行い、国際競争力をつけるまでの措置であり、国内産業の状況等を勘案の上、その延長の適否を検討する必要があることから暫定措置としている。また、輸入者にとっての制度の安定的運用及び定期的な見直しの必要性を考慮して、3年を適用期限としている。

今般、令和8年3月31日に本制度の適用期限が到来するため、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検 討

国内の繊維産業及び皮革関連産業においては、海外製品の輸入が増加し、国内市場における直近の輸入割合（輸入浸透率）は、衣料品については、数量において約98%（2023年）、金額では約75%（2021年）、皮革関連製品については、金額において約81%（2023年）となっている。本制度の利用を通じ、国産原材料の利用を促進しつつ、製品生産コストの削減を図ることで、産業全体の国際競争力の維持・向上に努めているところである。

本制度は暫定的な制度であるため、国内産業構造の変化や本制度の利用状況等に応じて、定期的に見直しを行い、本制度の全部又は一部について必要性がなくなった場合は、その廃止を行うことが求められる。しかしながら、対象品目となっている国内産業の上記状況を踏まえると、関連産業の構造改善や国際競争力の強化支援のため、本制度は引き続き必要であると考えられる。本制度の適用期限の延長は、関係団体からも要望されている。

3. 改正の方向性

繊維・皮革関連産業の状況に鑑み、本制度は引き続き必要ではないか。また、本制度が繊維・皮革関連産業の構造改善や国際競争力の強化を支援する政策で

あること等に鑑み、中期的な期間を設定することが妥当であり、本制度を延長することとした場合、従来どおり３年間延長することが適当ではないか。